

2012.1.24(火)

農力向上大作戦！耕作放棄地再生サミット

耕作放棄地の現状と対策

平成 2 4 年 1 月

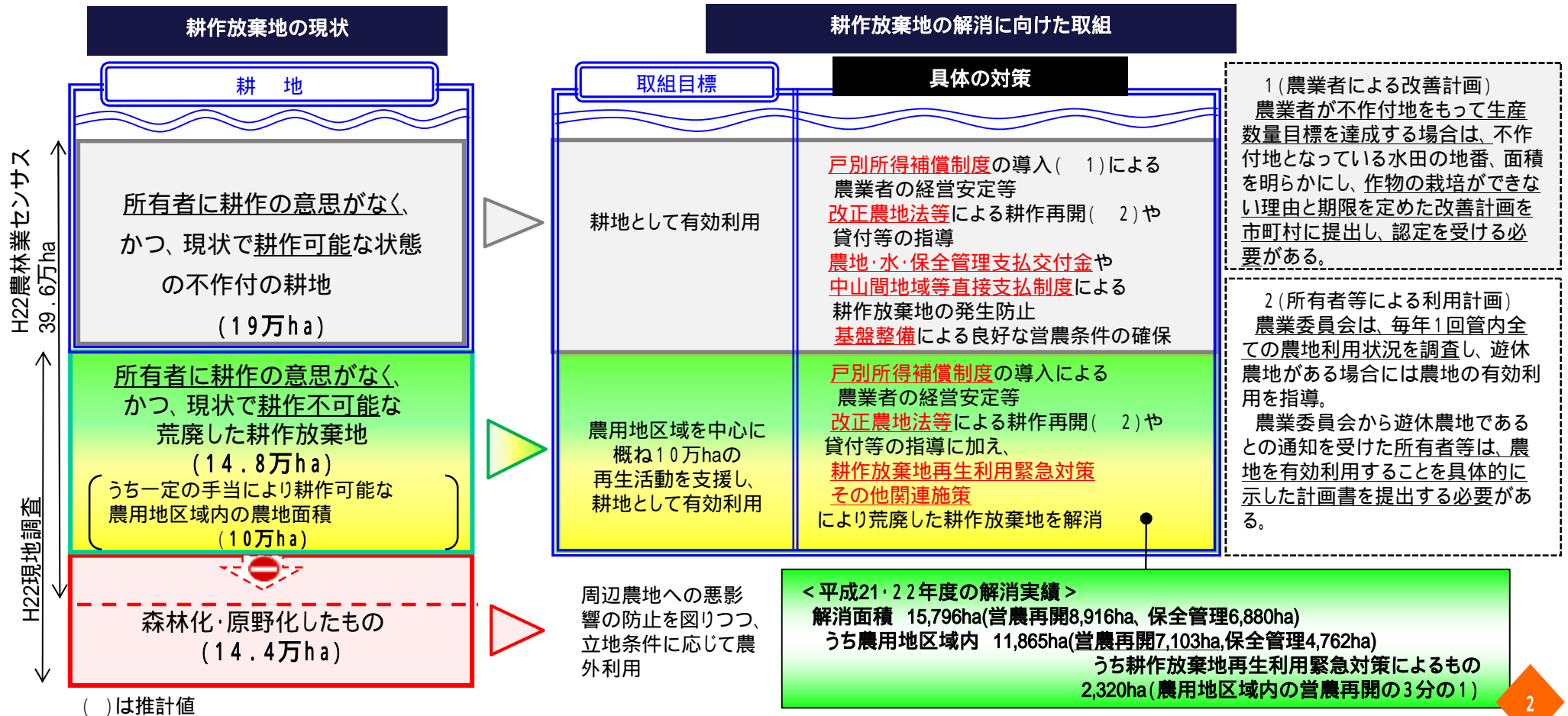
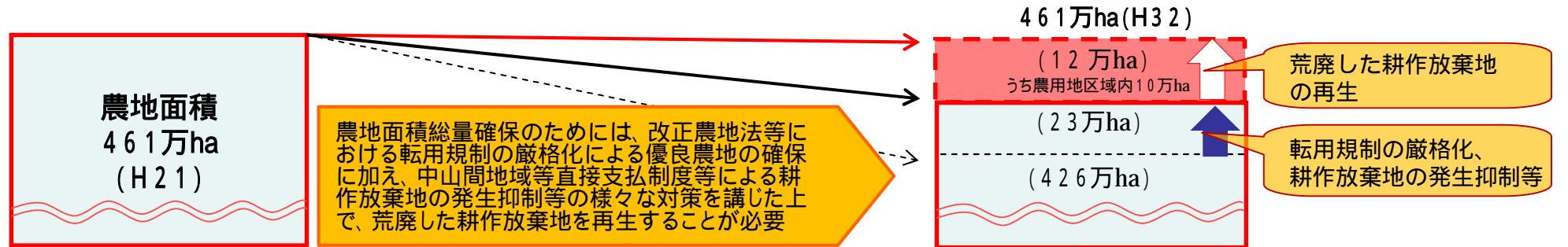
農林水産省
農村振興局農村計画課
耕作放棄地活用推進室

耕作放棄地の現状



食料・農業・農村基本計画における耕作放棄地の解消方針

食料自給率50%を達成するために必要な農地面積



耕作放棄地対策の枠組み

再生・利用に係る課題

- 耕作放棄地の発生要因や荒廃状況、権利関係、引き受け手(周辺農家、企業等)の態様はさまざま
- また、引き受け手をどうするか、作物をどうするか、土地条件はどうかについてきめ細かな対応が重要

「改正農地法」等による農地の有効利用の促進

農地の権利を有する者の責務の明確化

- 農地の権利を有する者は、農地を適正かつ効率的に利用する責務を有する(第2条の2)

耕作放棄地対策の強化

- 全ての耕作放棄地を対象に是正のための手続(指導等)に直ちに入れる仕組みに(第32条～第35条)
- 農業委員会による毎年1回の農地利用状況調査・所有者に対する利用に向けた指導(第30条～第31条)
- 所有者不明の耕作放棄地は補償金を供託し利用を図る(第43条)

農地を利用する者の確保・拡大

- 貸借の規制緩和(多様な主体が参入可能)(第3条第3項)
- 農業生産法人への出資制限緩和(農商工連携事業者等)(第2条第3項第2号)
- 農業協同組合による農業経営(農協法第11条の31)

農地の面的集積の促進(農地利用集積円滑化事業)

- 公的な信用力のある機関が、多数の農地所有者から農地の貸付等について委任を受け、農地の利用者へ面的にまとまった形で貸付等を行う仕組み(基盤法第4条第3項)

耕作放棄地の再生利用に対する支援(23年度)

耕作放棄地再生利用対策緊急交付金

再生利用活動

ア 再生作業(障害物除去、深耕、整地等及び土づくり(肥料、有機質資材の投入等))を一括で支援

- ・定額支援【5万円/10a】
- ・重機を用いて行う等の場合【1/2等】
- ・土づくり(2年目:必要な場合のみ)【2.5万円/10a】
- ・営農定着【2.5万円/10a】

イ 経営展開 経営相談、実証ほ場の設置・運営、加工品試作、試験販売等【定額】

施設等補完整備

- ・用排水施設、農業用機械・施設等の整備【1/2等】
- ・小規模基盤整備【2.5万円/10a】

再生利用活動附帯事業

基金管理事務のほか、農地利用調整等の再生利用に附帯する諸活動を対象として支援【定額】

戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外における取組についても支援対象。

荒廃農地



再生作業



再生後の農地



戸別所得補償制度による農業者の経営安定

- 農業者戸別所得補償制度の本格実施

平成23年度 耕作放棄地再生利用緊急対策の概要

荒廃した耕作放棄地を引き受ける農業者、農業者組織、農業参入法人等が作物生産再開に向けて行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の耕作放棄地を再生利用する取組を総合的に支援します。

現状

増加傾向にある耕作放棄地

耕地面積の減少と耕地利用率の低下

| | | |
|----------------------|----------------------|----------------------------|
| 504万ha(95年) 97.7% | 469万ha(05年) 93.4% | 459万ha(10年) 92.1% (09年) |
|----------------------|----------------------|----------------------------|



課題

- 食料自給率向上のための農地の確保とその最大限の有効利用

地域における様々な問題の発生

- ・ 荒廃した土地はそのままでは利用困難
- ・ 病虫害の繁殖、鳥獣害の拡大
- ・ 廃棄物の不法投棄 等



耕作放棄地再生利用交付金 再生利用活動

ア 再生作業(障害物除去、深耕、整地等及び土づくり(肥料、有機質資材の投入等))を一括で支援(再編統合・手続きの簡素化)

- ・ 定額支援【5万円/10a】又は重機を用いて行う等の場合【1 / 2等】
- ・ 土づくり(2年目:必要な場合のみ)【2.5万円/10a】

イ 営農定着 「主食用米及び畑作物の所得補償交付金の対象作物」と「米・水田活用の所得補償交付金の交付対象農地」は支援対象外

ウ 経営展開 経営相談、実証ほ場の設置・運営、加工品試作、試験販売等【定額】

施設等補完整備

- ・ 用排水施設、農業用機械・施設等の整備【1 / 2等】
- ・ 小規模基盤整備【2.5万円/10a】(定額支援創設・手続きの簡素化)

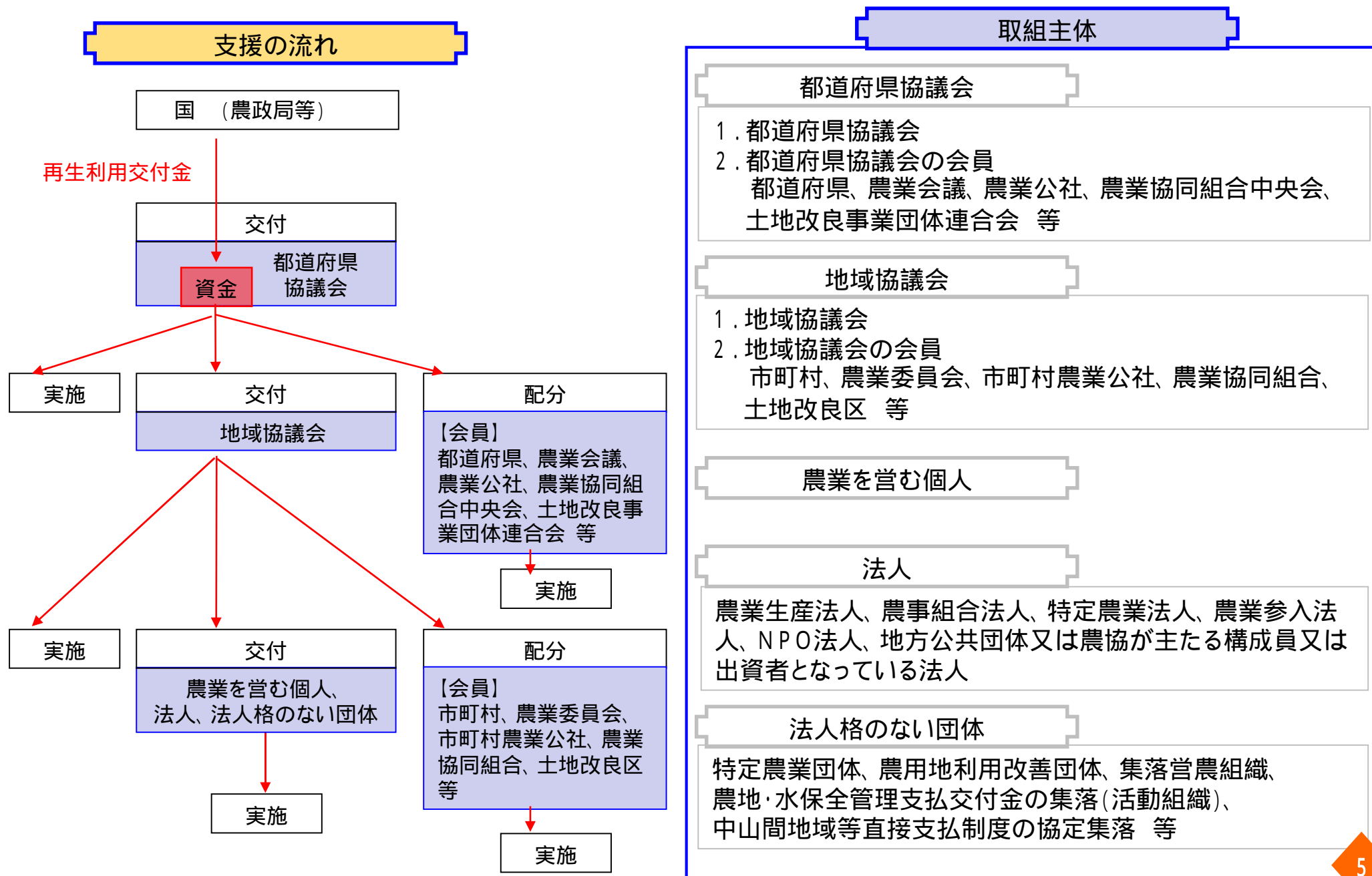
再生利用活動附帯事業

基金管理事務に加え、農地利用調整等の再生利用に附帯する諸活動を対象として支援【定額】

戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外における取組についても支援対象とします。



耕作放棄地再生利用緊急対策の実施体制



荒れている農地をいきかえらせる取組を支援します。

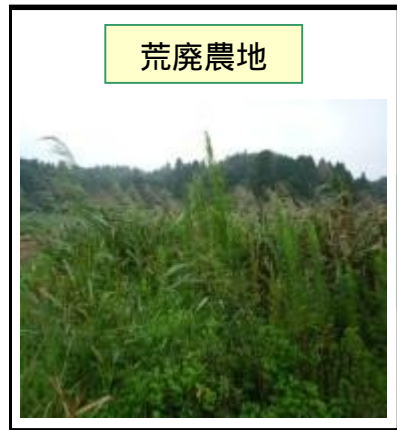
取組主体

引き受け手(農業者、農業者組織、農業参入法人等)

H23年度より、戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者も対象。

地域協議会又は会員(市町村、農業委員会、農業公社、農業協同組合、土地改良区等)

その他(農地・水・環境保全向上対策の活動組織、中山間地域等直接支払の協定集落等)






障害物除去・深耕・整地等 + **土づくり¹**

< 障害物除去等実施年度 > **5万円/10a**

チェックリスト方式の**簡素な実績報告**

再生作業




障害物除去・深耕・整地等 + **土づくり¹**

< 障害物除去等実施年度 > **補助率 1 / 2 以内等**
 総費用の積み上げによる精算
 「障害物除去等 + 土づくり」の経費が10万円/10aを超える場合



土づくり¹

< 翌年度に必要な場合 >
2.5万円/10a



作物の作付け²

- 「土づくり」は、肥料、有機質材の投入、緑肥作物の栽培等
- 「作物の作付け」に対する支援は、戸別所得補償制度を踏まえて見直し

実証ほ場の設置・運営、加工品試作、試験販売も支援します。

実証ほ場の設置・運営

【定額】



再生作業(刈払、抜根、耕起、整地 等)

作付け・展示・PR

原則として、1市町村当たり1箇所(点在する複数の耕作放棄地を1箇所として取り扱うことは不可)の実証ほ場の設置・運営を支援
年度毎に、収穫物の販売により収益が生じた場合は、この収益相当分を助成額を上限として基金へ返納すること

加工品試作

【定額】



試験販売

【定額】



加工品試作に係る賃金、材料費又は委託料等を支援

試験販売に係る賃金等を支援

加工品試作・試験販売等で収益が生じた場合は、この販売収益相当分を助成額を上限として基金へ返納すること

再生農地での営農に必要な農業用機械の導入・施設の整備を支援します。

農業用機械の導入

補助率 1 / 2 以内等

- ・農業用機械の購入 …… 地域協議会にて購入し、農業者等へ管理委託又は貸与して使用
- ・農業用機械の借り上げ …… 農業者又は農業者等が組織する団体にて借り上げし、使用



農業用機械の機種や能力の設定根拠となる農地は、再生農地に限る

農業用施設の整備

補助率 1 / 2 以内等

- ・農業用施設の整備 …… 農業者又は農業者等が組織する団体が農業用施設を整備



【ハウス、果樹棚、防風・防霜施設等】

農業用施設の整備は、再生農地に限る

注) 1取組主体あたりの「農業用機械及び付属機械器具の購入又は借上げ、農業用施設の整備」に係る支援対象事業費には上限があることに留意。

再生農地での営農に必要な農業用排水施設や農道等の整備も支援します。

基盤整備 補助率 1 / 2 以内等

小規模基盤整備 定額 2.5万円/10a

簡素な実績報告



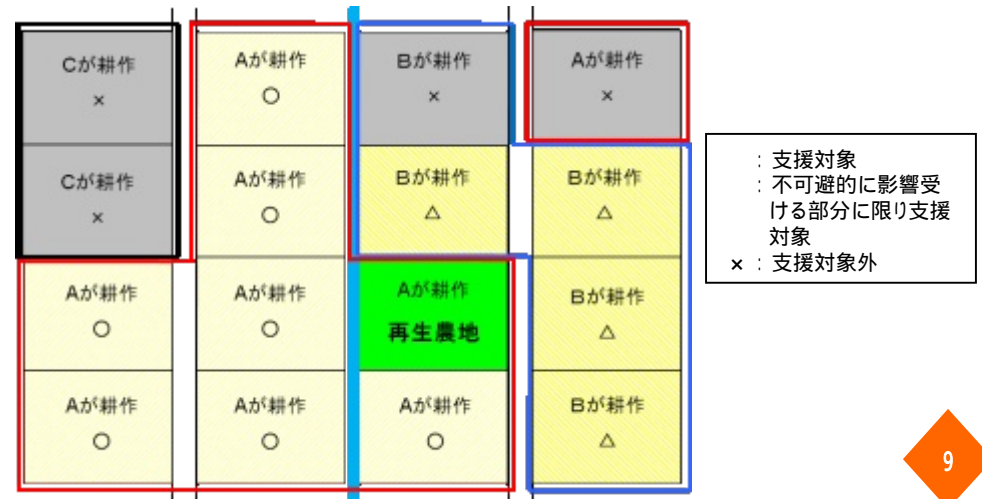
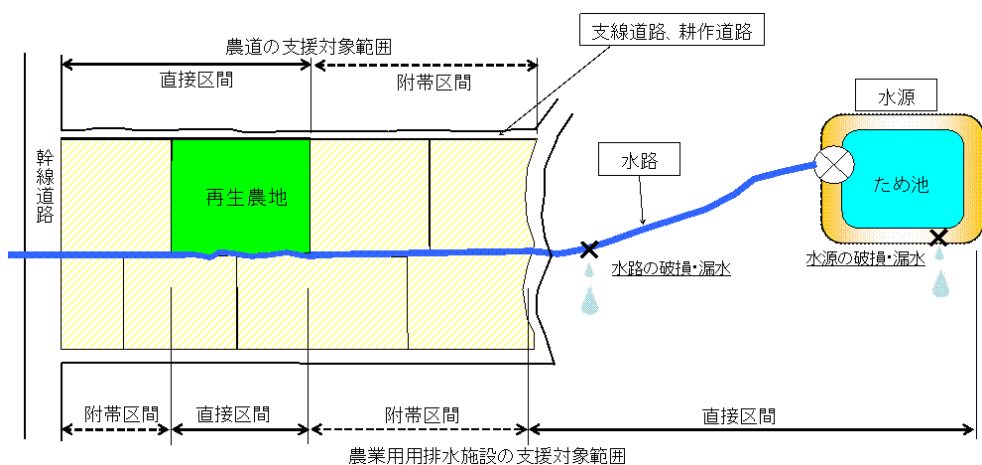
耕作放棄地再生利用緊急対策を活用して再生農地を再生する場合で、周辺の農業用排水施設、農道の整備が必要な場合の支援対象範囲のイメージ

再生農地で実施する暗きょ排水、客土、区画整理、農用地保全に併せて周辺農地も含めて実施する場合の支援対象範囲のイメージ

下図において、 \longleftrightarrow 又は $\langle\text{----}\rangle$ で示した区間が支援対象となる。

- \longleftrightarrow (直接区間) : 再生農地の営農再開に直接的に整備が必要となる用排水施設、農道の整備区間は支援対象
- 用排水施設の $\langle\text{----}\rangle$ (附帯区間) : 直接区間の整備に影響を受け、一体的な整備が必要な区間は支援対象
- 農道の $\langle\text{----}\rangle$ (附帯区間) : 再生農地の引き受け手が面的に連担して耕作する農地が存在する等、一体的な整備が必要な区間は支援対象

- Aが耕作する農地 : 再生農地の引き受け手(A)が耕作する農地であって、再生農地と面的に連担している場合は支援対象(引き受け手が耕作する農地であっても面的に連担していない場合は支援対象外)
- Bが耕作する農地 : 引き受け手以外が耕作する農地であっても、隣接農地のうち、再生農地の整備によって、不可避免的に区画形状や排水等に影響を受ける部分に限り支援対象
- Cが耕作する農地 : 再生農地の引き受け手以外が耕作し、また再生農地に隣接していない場合は支援対象外



農業体験施設（市民農園・教育ファーム）の整備も支援します。

【農業体験施設】

補助率 1 / 2 以内等



「農業体験施設」は、農振農用地区域外の農地での整備も支援対象

経営相談や販路開拓に必要な経費も支援します。

【経営展開】

【定額】

経営相談や販路拡大に必要な経費を支援します。例えば・・・

- ・ 販売先確保のための営業活動に掛かる旅費などの経費
- ・ 税理士や中小企業診断士などから、簿記会計、税務、マーケティングなどのアドバイスを受ける経費

対策を実施するための条件及び対象農地

前提条件

都道府県協議会及び地域協議会が設立されていること

地域協議会が活動内容や耕作者の確保の見通し等に係る計画(再生利用実施計画)を定めていること

土地所有者に代わり耕作する者が確保され(見込みを含む)、再生作業を行う年度から起算して5年間以上の耕作が見込まれること(使用貸借、賃貸借、所有権移転、農作業受委託等)

H23年度より、戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業も支援対象

土地所有者に賃貸料収入が生ずる場合、再生利用活動の取組初年度(再生作業)からの5年間における賃貸料収入相当額を原則として、地域協議会と所有者が協議して定める額を、所有者が負担(地域協議会が徴収)し、再生作業の経費に充当

対象農地

農振農用地区域内の農地 (市民農園、教育ファームの整備は、農用地区域外も支援対象)

H23年度より、戦略作物等を栽培する場合は、農用地区域外の農地も支援対象

本対策又は自助努力等による「再生作業(障害物除去・深耕・整地等及び土づくり(肥料、有機質資材の投入等))」に一定以上の労力と費用を必要とする農地

「施設等補完整備」の支援の対象とすることができる農地は、 の農地(工種により) の隣接農地等も対象)

再生作業（障害物除去等及び土づくり）の定額支援の対象

- 再生作業(障害物除去等及び土づくり)の定額支援の対象は、荒廃した耕作放棄地の再生作業(障害物除去、整地、深耕等)及び土づくり(肥料、有機質資材の投入等)に一定以上の労力と費用を必要とする農地。
- 「一定以上の労力と費用を必要とする」か否かは、荒廃の状況(雑草、雑木等の繁茂状況)や再生に必要な作業内容について整理するチェックリストにより確認し判断。

荒廃の状況はどうか？



草、笹のみが繁茂



草が繁茂し、
木(竹)がまばらに植生



草、木(竹)が繁茂

再生のためにどのような作業が必要か？



集積・運搬が必要



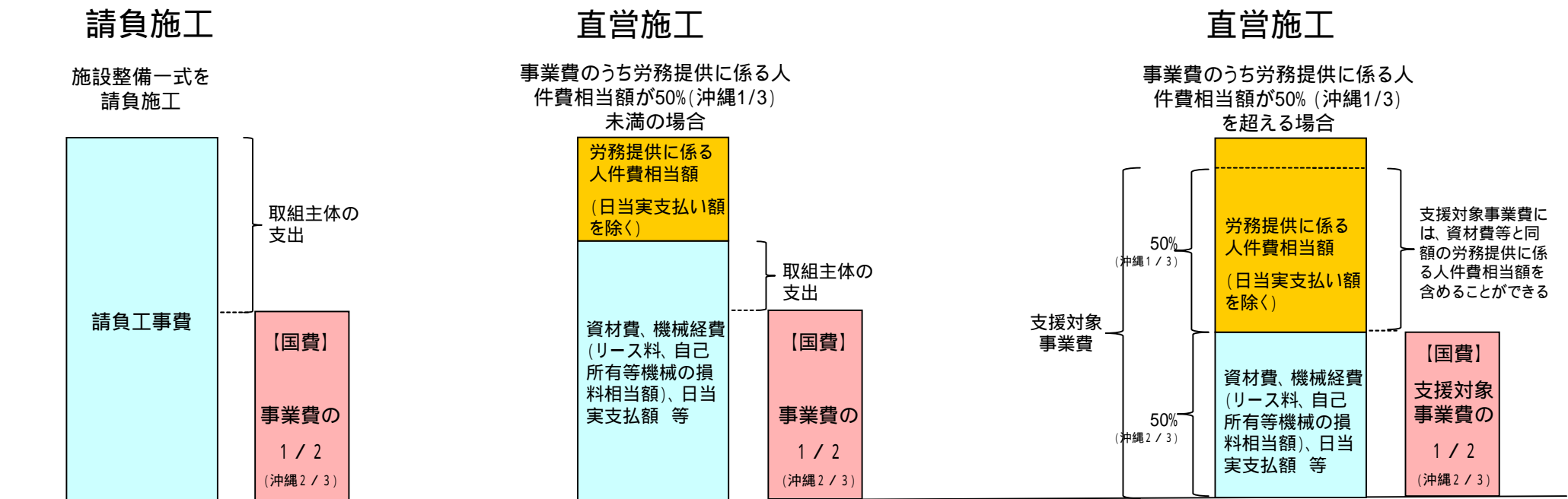
耕起・深耕が必要



均平作業が必要

再生作業(定率支援)のうち障害物除去等、施設等補完整備の支援額の考え方

- 再生作業(定率支援)のうち障害物除去等、施設等補完整備に係る事業費の1/2以内(沖縄2/3以内)を支援。
- 事業費には、取組主体の労務提供に係る人件費相当額(日当実支払い額を除く)を、事業費の50%(沖縄1/3)までを限度として算入することができる。
- 事業費に占める労務提供に係る人件費相当額(日当実支払い額を除く)が50%(沖縄1/3)を超える場合には、実際に支払った費用(資材費、日当実支払額、機械のリース料等)及び自己所有等機械供用に係る損料相当額の合計額が国の支援額となる。



1. 「労務費」には、労務提供に係る人件費相当額(取組主体の労務を費用換算したもの)を含めて計上することができる。
2. 「機械経費」には、自己所有等機械供用に係る損料相当額を含めて計上することができる。

(参考) 耕作放棄地の解消事例

～ 耕作放棄地を再生し企業や農業者等が特産物や地域振興作物の生産を拡大～

ななおし 【石川県七尾市】

食品加工企業が特定法人貸付事業により農業に参入し、耕作放棄地を再生利用して、キャベツ、ニンジン等を栽培。
自社野菜を使った高付加価値製品の開発などをさらに進め、地域農業の6次産業化のモデルとなる経営体を目指す。

取組概要

再生面積:10.2ha (畑)

再生期間:平成19年5月～

再生利用者:(株)スギヨ(水産加工食品会社)
(平成19年農業参入企業)



再生前の状況

農業参入し自社工場で加工

地元産野菜の使用によるブランド力向上を図るため、平成19年に農業参入し、作物を自社工場で加工。



キャベツの栽培状況



自社工場で加工



自社農園野菜使用の特製パッケージ

自社野菜使用の製品開発

地域の農家の生産による規格外品の野菜を製品化。参入3年目で自社農園野菜使用製品の売上高8千万円を達成。

もてぎちょう 【栃木県茂木町】

農事組合法人として耕作放棄地を再生し特産物(そば)・地域振興作物(エゴマ)の生産を拡大。
そばは地元の農村レストランでそばの原料として利用。エゴマはエゴマ油に加工し、道の駅等で販売。

取組概要

再生面積:4.9ha(畑)

再生時期:平成21年11月～

再生利用者:農事組合法人
ドリームファーム青梅



再生前の状況

地元特産のそばを栽培

平成22年8月にそばを4.8ha作付。収穫したそばは地元の農村レストランでそばの原料として使用。



そばの栽培状況



農村レストラン

地域で振興するエゴマを栽培

平成22年7月にエゴマ0.1haを栽培し、エゴマ生産者で構成する「茂木エゴマの会」で、エゴマ油に加工して道の駅等で販売。



エゴマの栽培状況



エゴマ油を商品化

～女性が中心となって取り組む耕作放棄地の再生利用～



農地リフレッシュ通信(27号)(H23.2.25) 沖縄県 大宜味村 白浜地区

しらはま



取組概要

対象面積:4.7ha(畑)

実施期間:平成22年12月1日～平成23年3月31日

取組のきっかけ:耕作放棄地の解消と新たな収入源の確保及び赤土流出防止を目的とした取り組みを行うため、地域協議会が、農業者(借り手)に本対策の事業内容を紹介し、取組みが具体化することとなった。なお、再生作業はH20補正「耕作放棄地再生利用推進事業」で実施済み。

調整経緯:地域協議会が地権者と調整を行い本対策の実施に至る。

取組主体:農家(作物:サトウキビ、蕎麦)

作業内容:土壌改良、営農定着、蕎麦の加工品試作、農業用機械(トラクター、乾燥機、製粉機)購入(地域協議会)

耕作放棄地再生に夢をかける人

<宮城久美子さんのプロフィール>

現在、農業委員会に席を置きつつ、耕作放棄地対策協議会の事務を担当。日々、耕作放棄地の解消に汗を流している。また、グリーン・ツーリズム事業にも携わり、三年前には「NPOおおぎみまるごと楽しむエコツーリズム」を発足させている。



再生された蕎麦畑

宮城久美子さんから一言

長年放置されてきた農地は、権利関係が複雑化しており、地権者の確定に苦労しています。
沖縄県では珍しい日本ソバを導入したが、試食会での評判も良く手応えを感じています。





取組概要

対象面積:2.8ha(畑)

実施期間:平成21年9月～平成21年12月

取組のきっかけ:農業生産法人が経営規模拡大のため賃借できる農地を探し、町農業委員会に相談したところ、本対策と対象農地を紹介され、取組が具体化

調整経緯:農業生産法人が土地所有者との直接調整を行い、実施に至る

取組主体:朝日農林(有)(予定作物:枝豆、きく芋)

作業内容:刈払、耕起、整地、土壌改良

耕作放棄地再生に夢をかける人

<朝日農林(有)の月舘淳子さんのプロフィール>

平成16年より農業を開始、当初より農薬不使用、化学合成肥料不使用で栽培に取り組んでいる。

主に枝豆、トウモロコシ(ピュアホワイト)、きく芋の栽培に力を注ぎ、インターネット販売により、旬の時期に産地直送することで、安心・安全でおいしい無農薬野菜を消費者にお届けしている。



月舘淳子さんから一言

無農薬の取組みは容易ではなく、害虫の異常発生の為、アスパラの栽培を断念したこともあります。また、害虫駆除や除草などは人力に頼るほかなく、まだまだ多くの課題があります。



～ 耕作放棄地再生利用緊急対策と地域独自の対策が一体となった取組み～



農地リフレッシュ通信(30号)(H23.7.14)

かつの
秋田県 鹿角地域農業再生協議会



解消取組の概要

耕作放棄地解消確認面積(農用地区域内): 5.3ha(H22年度時点)

うち耕作放棄地再生利用緊急対策による解消面積: 2.6ha

実施期間: 平成21年4月1日～

取組のきっかけ: 耕作放棄地での栽培に適した「そば」の作付け推進をH21年に鹿角市が決定

調整経緯: 耕作放棄地の再生利用を進めるため、「そばの里」プロジェクト推進事業を実施

取組主体: 鹿角地域農業再生協議会

支援内容: 交付金の嵩上げ、そば作付け交付金、設備等導入支援



そばの開花

地域協議会等の取組の特徴

地域協議会の構成員でもある鹿角市は、耕作放棄地の解消を進めるため、再生利用交付金を活用する農業者に対して市単独での嵩上げ助成を行っています。その他、食料自給率の向上と農地の有効活用を図るため、H21年から『そばの里プロジェクト』に取り組んでおり、畑作物の所得補償交付金に先駆け、耕作放棄地等におけるそばの作付けに対する交付金の支払い制度を創設したほか、そばの生産に必要な汎用コンバインや乾燥機の導入費用を支援するなど、そばの産地づくりを進めています。



そばの収穫

今後の予定

そばの作付け推進を進めており、今後は収穫されたそばの消費拡大・地産地消がキーポイントとなる。『そばの里プロジェクト』の更なる推進に加え、耕作放棄地再生利用緊急対策や農業者戸別所得補償制度等との組み合わせにより、地域の耕作放棄地の解消に引き続き取組みを推進する予定。

問い合わせ先: 鹿角地域農業再生協議会 0186-30-0241(鹿角市産業部農林課)



解消取組の概要

耕作放棄地解消確認面積(農用区域内): 49ha(H22年度時点)

うち耕作放棄地再生利用緊急対策による解消面積: 8.3ha

[主な解消事例] 解消面積: 0.6ha

実施期間: 平成22年10月1日~平成22年11月4日

取組のきっかけ: 市協議会が農業参入を希望する食品企業の意向を受け、取組みが具体化

調整経緯: 市協議会が受け手の経営意向や条件に合った耕作放棄地を選定し、所有者との斡旋・調整を行い、実施に至る

取組主体: 株式会社 健幸食品(予定作物: たまねぎ、にんにく)

作業内容: 除草作業、重機による深耕・整地、土壌改良、用水施設整備

地域協議会等の取組の特徴

地元で学校給食などを手がけている食品企業が、耕作放棄地を再生利用した野菜栽培と加工を始めることとなり、農業委員会が中心となり耕作放棄地の利用調整や実施計画策定の支援を行った。

また、市ではH21年度から市単独事業で支援(3年の利用権設定の奨励助成、牛の放牧への助成)を行うことで耕作放棄地の解消を促進している。

今後の予定

当地域は砂丘畑作地帯であるが、担い手不足などにより、年々耕作放棄地が増加している。このため今回の企業参入をモデル的な事例とし、今後も耕作放棄地の解消に取り組む予定。



再生作業前



再生作業中



再生作業後



解消取組の概要

耕作放棄地解消確認面積(農用区域内): 62ha(H22年度)

うち耕作放棄地再生利用緊急対策による解消面積: 6.9ha

実施期間: 平成21年4月1日~

取組のきっかけ: 経営規模の拡大を望む農業者から相談を受け、地域協議会が主体に取組を実施。

取組主体: 田原市担い手育成総合支援協議会

作業内容: 水田の耕作放棄地を再生しその後畑転換によりキャベツを中心とした露地野菜を栽培

地域協議会等の取組の特徴

田原市営農支援センターが農業者と耕作放棄地所有者を仲介し、耕作放棄地の解消を進めている。

また、耕作放棄地が多い地区では地区内の農地所有者全員にアンケートを行い、農地を売りたい・貸したい所有者を抽出し、認定農業者を中心に斡旋している。

その他に、田原市ではH17年度からNPO等が耕作放棄地における景観形成作物栽培に対して市単独事業で助成を行っており、これらの取組により解消が促進。



再生作業前



再生作業中



再生作業後

今後の予定

簡単に復元できるような耕作放棄地はほとんどなく、解消を進めるにあたっては、よりハードルが高くなっていくが、経営規模の拡大を目指す農業者は多いので、今後も耕作放棄地の解消に引き続き取り組む予定。

耕作放棄地を再生しませんか？

計画づくりから、農地の整備、営農・販売活動まで応援します！

農地が荒れていると周りに迷惑をかけるけど、借り手もないなあ。

1

耕作放棄地でお困りの方は最寄りの協議会へご連絡下さい。

地域 耕作放棄地対策協議会

2

協議会って何なの？

3

農地の所有者

所有者と引き受け手の間の調整を行います。

・再生方法の検討や、実施計画の策定をお手伝いします

4

地域 耕作放棄地対策協議会

- 町 町農業委員会
- JA 農業公社 土地改良区

農地の引き受け手

- 集落営農、法人など
- 新規就農者
- 近隣の農家

4

いろんな支援があってよかったな。

地域も元気になったな。

そうね。

8

耕作放棄地の再生利用を応援します！

荒れた農地を再生しよう

まずは草刈りから始めよう

刈払 耕起 整地

次は土づくりをしよう

土づくり

堆肥投入 緑肥栽培等

「耕作放棄地再生利用対策」の支援があります！

刈払い等と土づくりを併せて支援

定額支援 (5万円/10a) 又は 重機を使用等 1/2以内

+

土づくりが2年目も必要な場合

2万5千円/10a

作付けをはじめよう

「農業者戸別所得補償制度」の支援があります！

例えば、耕作放棄地を再生して「麦、大豆、そば、なたね」を作付けしたら、「畑作物の所得補償交付金」を全国一律単価が受けられます。さらに最長5年間の「再生利用加算」(平地2万円/10a、条件不利地3万円/10a)があります。農業者戸別所得補償制度の支援対象外作物の作付け等には、「耕作放棄地再生利用対策」の営農定着(2.5万円/10a)による支援もあります。

5

引き受けってくれと言われても、荒れた土地の復旧は大変だよ。

作物はどうしようかなあ。

農地をきれいにしても、うちの地域には引き受け手がないわよ。

5

実証ほ場を設置・運営しよう

- 再生作業の実証試験
- 再生農地での作物の導入試験、展示・PR

定額支援

農業用機械、施設を整備しよう

- 地域協議会による農業用機械の購入
- 農業用機械のリース
- 農業用施設の整備(ハウス、果樹棚等)

補助率 1/2以内

7

経営を安定させよう

- 加工品試作、試験販売
- 経営相談、販路開拓

定額支援

周りの農地と一緒に基盤を整えよう

- 水路や溜池、農道の整備
- 暗渠排水の設置、客土

定額(2.5万円/10a) 又は補助率1/2以内

7

農業体験施設をつくらう

- 市民参加で取り組もう
- 市民農園
- 教育ファーム

補助率 1/2以内

貯蔵施設を整備しよう

- 乾燥調製貯蔵施設
- 集出荷貯蔵施設

補助率 1/2以内

7

農地の再生から、営農や販売まで、国の支援策がありますよ。

農地制度が改正されたので、農地を農協が引き受けることもできますよ。

地域 耕作放棄地対策協議会

6

20

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業について

既存の「耕作放棄地再生利用緊急対策」のスキームを活用し、
 ① 耕作放棄地を活用し営農を希望する被災農家等を対象とし、
 ② 地元を離れた避難先等で営農を再開する被災農家等の特殊な状況に鑑み、高額な定額助成措置を創設した「被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業」を措置。

ココが違う！

| 耕作放棄地再生利用緊急対策 | 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業 |
|---|---|
| 支援対象 荒廃した耕作放棄地を引き受けて営農を再開する農業者等 | 支援対象 地元を離れた避難先等で営農を再開する被災農家等 |
| 支援額 ・再生作業＋土づくり 5万円/10a (重機を利用する場合等1/2以内等) | 支援額 最大で20万円/10aが可能！ ・雑草・雑木の除去 5万円/10a ・抜根作業等 5万円/10a ・土づくり 5万円/10a ・整地 5万円/10a |
| 手続き等 ・重機を利用する場合は公共事業並の難しい積算作業が必要 ・耕作放棄地の引き受け手の確保が事前が必要 | 手続き等 ・チェックリスト方式で 誰でも簡単に交付額を算出！ ・耕作放棄地で農作業に従事する被災者の方を募集(1年以上)する時点で申請が可能 |

活用のイメージ

1. 被災農家等が自ら農業経営を営む場合

被災農家等



○移転先で耕作放棄地を活用して農業経営を再開したいが、支援がないだろうか。

耕作放棄地対策協議会



○被災農家等の営農再開に向けて行う、耕作放棄地の再生作業や基盤整備等を支援します。

【主な支援内容】

- ・再生作業(雑草、雑木等の除去) 5万円/10a
※抜根等を伴う場合は10万円/10a
- ・整地等 5万円/10a
- ・土づくり 5万円/10a
- ・施設等補完整備(小規模基盤整備) 5万円/10a

※その他の基盤整備、農業用施設、農業用機械の導入等は補助率1/2以内等

2. 農業生産法人等が被災者を雇用して経営規模を拡大する場合

農業生産法人・大規模農家



○耕作放棄地を農場に再生して経営規模を拡大しよう。
 ○農場では県内に避難している被災者の方に働いてもらいたいなあ。



ココがポイント！

○農業生産法人等が雇用や栽培管理を委託するために被災者を募集する活動を1年以上継続して行う場合も、支援対象になります。

【主な支援内容】

1と同様

※募集活動の結果、被災者の雇用に至らなくても、補助金返還の対象にはなりません。

3. 実証ほ場で雇用形態により営農活動を行う場合

被災農家等



○新しい土地ですぐに農業経営するのは不安。営農再開に向けて支援を受けながら少しずつ地域に慣れて行けないだろうか。

耕作放棄地対策協議会



○協議会が運営する実証ほ場で雇用形態により営農活動を行うことができます。

【主な支援内容】

- 協議会が、被災農家等を雇用し、
- ・耕作放棄地の再生作業
- ・再生した農地で営農を実証するための農作業を実施(被災農家等に対し資金を支給)